

# 第三期特定健康診査等実施計画

---

## 全国硝子業健康保険組合

最終更新日：令和2年03月17日

# 特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	疾病分類による1人当たり医療費は「循環器系疾患」が全国平均値を大きく超えている。 生活習慣病に関わる疾病の1人当たり医療費についても「高血圧症」「糖尿病」が全国平均値を超えている。	➔ 予防対策として全事業所に食生活改善等のキャンペーンを実施してみる。 対象事業所を抽出し「高血圧症」「糖尿病」対策として保健師による健康セミナーを健診結果と紐付ながら実施する。
No.2	被保険者に比べ被扶養者の受診率が向上していない。	➔ 被扶養者の未受診理由を再調査し障害を除去する。
No.3	特定保健指導該当者のうち50歳代前半の被保険者の減少率が低い	➔ 喫煙をはじめとする生活習慣の改善を認識させる啓蒙活動が必要。

基本的な考え方（任意）	
<p>現在、少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣および社会環境の改善を通じて、国民の健康増進を図る「21世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21）」が展開されています。基本的な方向としては、①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、③社会生活を営むために必要な機能の維持および向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙および歯・口腔の健康に関する生活習慣および社会環境の改善の5つが提唱されています。健康保険組合として加入員の健康保持増進を図るために、まず、生活習慣の確認・改善を促し、生活習慣病の発症予防・重症化予防と社会生活機能の維持向上を目指します。そのために、生活習慣病の発症に関与する内臓脂肪の蓄積に着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出する特定健診を実施します。糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するために、対象者が自ら生活習慣における課題を認識して行動変容をと自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるよう特定保健指導を実施します。</p>	

## 特定健診・特定保健指導の事業計画

1	事業名	特定健診	対応する健康課題番号	No.2, No.1																																													
	↓																																																
	<p><b>事業の概要</b></p> <table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td>対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者/任意継続者</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td>対象者に受診券の配布</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>受診券を利用し、集合契約医療機関で実施</td> </tr> </table>		対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者/任意継続者	方法	対象者に受診券の配布	体制	受診券を利用し、集合契約医療機関で実施	<p><b>事業目標</b></p> <table border="1"> <tr> <td colspan="8">受診率40%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">評価指標</td> <td>アウトカム指標</td> <td>H30年度</td> <td>R1年度</td> <td>R2年度</td> <td>R3年度</td> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> </tr> <tr> <td>自発的に受診</td> <td>1,000人</td> <td>1,500人</td> <td>2,000人</td> <td>2,500人</td> <td>3,000人</td> <td>3,500人</td> </tr> <tr> <td>アウトプット指標</td> <td>H30年度</td> <td>R1年度</td> <td>R2年度</td> <td>R3年度</td> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被扶養者受診率40%</td> <td>40%</td> <td>45%</td> <td>50%</td> <td>55%</td> <td>60%</td> <td>70%</td> </tr> </table>			受診率40%								評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	自発的に受診	1,000人	1,500人	2,000人	2,500人	3,000人	3,500人	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		被扶養者受診率40%	40%	45%	50%	55%	60%	70%
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者/任意継続者																																																
方法	対象者に受診券の配布																																																
体制	受診券を利用し、集合契約医療機関で実施																																																
受診率40%																																																	
評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																																										
	自発的に受診	1,000人	1,500人	2,000人	2,500人	3,000人	3,500人																																										
	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																																										
	被扶養者受診率40%	40%	45%	50%	55%	60%	70%																																										
	<p><b>実施計画</b></p> <table border="1"> <tr> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> </tr> <tr> <td>対象となる被扶養者の自宅に受診券と受診勧奨リーフレットの送付。</td> <td>対象となる被扶養者の自宅に受診券と受診勧奨リーフレットの送付。11月に未受診者へ受診勧奨。</td> <td>対象となる被扶養者の自宅に受診券と受診勧奨リーフレットの送付。11月に未受診者へ受診勧奨。</td> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> <tr> <td>対象となる被扶養者の自宅に受診券と受診勧奨リーフレットの送付。</td> <td>対象となる被扶養者の自宅に受診券と受診勧奨リーフレットの送付。</td> <td>対象となる被扶養者の自宅に受診券と受診勧奨リーフレットの送付。</td> </tr> </table>				H30年度	R1年度	R2年度	対象となる被扶養者の自宅に受診券と受診勧奨リーフレットの送付。	対象となる被扶養者の自宅に受診券と受診勧奨リーフレットの送付。11月に未受診者へ受診勧奨。	対象となる被扶養者の自宅に受診券と受診勧奨リーフレットの送付。11月に未受診者へ受診勧奨。	R3年度	R4年度	R5年度	対象となる被扶養者の自宅に受診券と受診勧奨リーフレットの送付。	対象となる被扶養者の自宅に受診券と受診勧奨リーフレットの送付。	対象となる被扶養者の自宅に受診券と受診勧奨リーフレットの送付。																																	
H30年度	R1年度	R2年度																																															
対象となる被扶養者の自宅に受診券と受診勧奨リーフレットの送付。	対象となる被扶養者の自宅に受診券と受診勧奨リーフレットの送付。11月に未受診者へ受診勧奨。	対象となる被扶養者の自宅に受診券と受診勧奨リーフレットの送付。11月に未受診者へ受診勧奨。																																															
R3年度	R4年度	R5年度																																															
対象となる被扶養者の自宅に受診券と受診勧奨リーフレットの送付。	対象となる被扶養者の自宅に受診券と受診勧奨リーフレットの送付。	対象となる被扶養者の自宅に受診券と受診勧奨リーフレットの送付。																																															
2	事業名	特定保健指導	対応する健康課題番号	No.3, No.1																																													
	↓																																																
	<p><b>事業の概要</b></p> <table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td>対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td>対象者に特定保健指導の通知</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>利用券を利用する方法と健保組合委託契約先で実施</td> </tr> </table>		対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者	方法	対象者に特定保健指導の通知	体制	利用券を利用する方法と健保組合委託契約先で実施	<p><b>事業目標</b></p> <table border="1"> <tr> <td colspan="8">利用率40%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">評価指標</td> <td>アウトカム指標</td> <td>H30年度</td> <td>R1年度</td> <td>R2年度</td> <td>R3年度</td> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> </tr> <tr> <td>改善率50%</td> <td>300人</td> <td>400人</td> <td>500人</td> <td>600人</td> <td>700人</td> <td>800人</td> </tr> <tr> <td>アウトプット指標</td> <td>H30年度</td> <td>R1年度</td> <td>R2年度</td> <td>R3年度</td> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用率40%</td> <td>40%</td> <td>45%</td> <td>50%</td> <td>55%</td> <td>60%</td> <td>65%</td> </tr> </table>			利用率40%								評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	改善率50%	300人	400人	500人	600人	700人	800人	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		利用率40%	40%	45%	50%	55%	60%	65%
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者																																																
方法	対象者に特定保健指導の通知																																																
体制	利用券を利用する方法と健保組合委託契約先で実施																																																
利用率40%																																																	
評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																																										
	改善率50%	300人	400人	500人	600人	700人	800人																																										
	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																																										
	利用率40%	40%	45%	50%	55%	60%	65%																																										
	<p><b>実施計画</b></p> <table border="1"> <tr> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> </tr> <tr> <td>集合契約・東振協契約・個別契約等の保健指導実施機関を増やし利用者の利便性向上を図る。事業所に今以上の協力を要請し、利用率をUPさせる。</td> <td>集合契約・東振協契約・個別契約等の保健指導実施機関を増やし利用者の利便性向上を図る。事業所と協働事業として取り組む。</td> <td>集合契約・東振協契約・個別契約等の保健指導実施機関を増やし利用者の利便性向上を図り、利用率をUPさせる。</td> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> <tr> <td>集合契約・東振協契約・個別契約等の保健指導実施機関を増やし利用者の利便性向上を図り、利用率をUPさせる。</td> <td>集合契約・東振協契約・個別契約等の保健指導実施機関を増やし利用者の利便性向上を図り、利用率をUPさせる。</td> <td>集合契約・東振協契約・個別契約等の保健指導実施機関を増やし利用者の利便性向上を図り、利用率をUPさせる。</td> </tr> </table>				H30年度	R1年度	R2年度	集合契約・東振協契約・個別契約等の保健指導実施機関を増やし利用者の利便性向上を図る。事業所に今以上の協力を要請し、利用率をUPさせる。	集合契約・東振協契約・個別契約等の保健指導実施機関を増やし利用者の利便性向上を図る。事業所と協働事業として取り組む。	集合契約・東振協契約・個別契約等の保健指導実施機関を増やし利用者の利便性向上を図り、利用率をUPさせる。	R3年度	R4年度	R5年度	集合契約・東振協契約・個別契約等の保健指導実施機関を増やし利用者の利便性向上を図り、利用率をUPさせる。	集合契約・東振協契約・個別契約等の保健指導実施機関を増やし利用者の利便性向上を図り、利用率をUPさせる。	集合契約・東振協契約・個別契約等の保健指導実施機関を増やし利用者の利便性向上を図り、利用率をUPさせる。																																	
H30年度	R1年度	R2年度																																															
集合契約・東振協契約・個別契約等の保健指導実施機関を増やし利用者の利便性向上を図る。事業所に今以上の協力を要請し、利用率をUPさせる。	集合契約・東振協契約・個別契約等の保健指導実施機関を増やし利用者の利便性向上を図る。事業所と協働事業として取り組む。	集合契約・東振協契約・個別契約等の保健指導実施機関を増やし利用者の利便性向上を図り、利用率をUPさせる。																																															
R3年度	R4年度	R5年度																																															
集合契約・東振協契約・個別契約等の保健指導実施機関を増やし利用者の利便性向上を図り、利用率をUPさせる。	集合契約・東振協契約・個別契約等の保健指導実施機関を増やし利用者の利便性向上を図り、利用率をUPさせる。	集合契約・東振協契約・個別契約等の保健指導実施機関を増やし利用者の利便性向上を図り、利用率をUPさせる。																																															

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	15,319 / 20,825 = 73.6 %	16,182 / 20,580 = 78.6 %	17,110 / 20,450 = 83.7 %	17,340 / 20,400 = 85.0 %	17,595 / 20,400 = 86.3 %	18,105 / 20,400 = 88.8 %
		被保険者	13,201 / 15,530 = 85.0 %	13,842 / 15,380 = 90.0 %	14,535 / 15,300 = 95.0 %	14,535 / 15,300 = 95.0 %	14,535 / 15,300 = 95.0 %	14,535 / 15,300 = 95.0 %
		被扶養者 ※3	2,118 / 5,295 = 40.0 %	2,340 / 5,200 = 45.0 %	2,575 / 5,150 = 50.0 %	2,805 / 5,100 = 55.0 %	3,060 / 5,100 = 60.0 %	3,570 / 5,100 = 70.0 %
	実績値 ※1	全体	14,687 / 19,713 = 74.5 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	13,113 / 14,894 = 88.0 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	1,574 / 4,819 = 32.7 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	1,124 / 2,810 = 40.0 %	1,330 / 2,956 = 45.0 %	1,557 / 3,113 = 50.0 %	1,722 / 3,131 = 55.0 %	1,891 / 3,152 = 60.0 %	2,075 / 3,193 = 65.0 %
		動機付け支援	473 / 1,183 = 40.0 %	561 / 1,248 = 45.0 %	659 / 1,317 = 50.0 %	732 / 1,331 = 55.0 %	808 / 1,346 = 60.0 %	895 / 1,377 = 65.0 %
		積極的支援	651 / 1,626 = 40.0 %	769 / 1,708 = 45.0 %	898 / 1,796 = 50.0 %	990 / 1,800 = 55.0 %	1,083 / 1,805 = 60.0 %	1,180 / 1,816 = 65.0 %
	実績値 ※2	全体	339 / 3,053 = 11.1 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	134 / 1,143 = 11.7 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	205 / 1,910 = 10.7 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

## 目標に対する考え方（任意）

被保険者については、健診データの不備や報告漏れを減少させることと健診未受診者に対する受診勧奨を事業所と共同で実施することにより目標達成を目指します。被扶養者については、受診勧奨を「対象者の未受診理由」ごとに最適な方法を検討し、広報誌・ミニニュースのほかWEBを利用し直接かつ細やかに働きかけることにより受診率の向上を目指します。

目標は実績値と比べかなり高く設定していますが、ある一定数を超えることができれば必ず到達できるものと考えています。

## 特定健康診査等の実施方法（任意）

### 1. 実施場所

- ①被保険者は、健保組合が健診委託契約している医療機関並びに東振協契約医療機関において実施します。  
医療機関名・所在地等は健保組合ホームページ「特定健診・特定保健指導」のコーナーに掲載しています。  
近隣に契約医療機関が無い場合は補助金制度の利用ができます。  
特定保健指導は、健保組合が委託契約している医療機関、東振協契約医療機関または事業所において実施します。
- ②被扶養者は、対象者に配布している受診券で集合契約（Aタイプ・Bタイプ）に登録されている医療機関で特定健診を受診できます。  
生活習慣病健診は、健保組合が健診委託契約している医療機関並びに東振協契約医療機関及び春季・秋季に実施する会場集合型健診を受診できます。  
特定保健指導は、東振協契約医療機関及び会場で実施します。

### 2. 実施項目

特定健診の実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とします。

### 3. 特定健診等の対象者

- ①特定健診 実施年度内に40歳から74歳になる加入者（妊産婦等除外規定の該当者は除きます）。
- ②特定保健指導 標準的な健診・保健指導プログラム第2編第3章保健指導対象者の選定と階層化により対象者を抽出します。

### 4. 実施時期または期間

実施期間は通年でいきます。

### 5. 外部委託

- ①特定健診 集合契約（Aタイプ・Bタイプ）、健保組合が健診委託契約する医療機関、東振協契約医療機関
- ②特定保健指導 健保組合が委託契約する事業者、東振協契約医療機関及び事業者

### 6. 受診方法

- ①特定健診  
健保組合が健診委託契約する医療機関、東振協契約医療機関、集合契約医療機関に受診希望者が申し込み、日時を決定し受診します。
- ②特定保健指導  
健保組合が委託契約する医療機関並びに事業者、東振協契約医療機関並びに事業者、集合契約医療機関に利用希望者が申し込み、日時を決定し利用します。

### 7. 周知・案内方法

「各種健康診査の実施について」（受診要領）を事業所へ送付及び健保組合ホームページに掲載して周知します。  
対象となる被扶養者の方には特定健診受診券と受診要領を届出住所に送付します。

### 8. データの受領方法

- ①特定健診データ  
健診委託契約医療機関、東振協契約医療機関から電子データを随時（又は月単位）受領して、健保組合と健保連の特定健診等共同情報処理システムに保管します  
健診補助金申請する方については、本人から健診結果を添付していただきます。
- ②特定保健指導  
委託契約医療機関並びに委託契約事業者、東振協契約医療機関並びに事業者から電子データを随時（又は月単位）で受領し、健保組合と健保連の特定健診等共同情報処理システムに保管します。

## 個人情報の保護

全国硝子業健康保険組合は、加入者個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に保護する観点から、以下の取り組みを推進します。

- 1 当健康保険組合は、取得した加入者の個人情報について、適切な安全措置を講じることにより、加入者の個人情報の漏えい、紛失、き損又は加入者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。
- 2 当健康保険組合は、加入者からご提供いただいた個人情報を、加入者の健康の保持・増進など加入者にとって有益と思われる目的のためだけに使用いたします。また、個人番号については、番号法で定められた利用範囲において特定した利用目的でのみ利用いたします。
- 3 当健康保険組合は、あらかじめ加入者の事前の同意を得た場合を除き、加入者の個人情報を第三者に提供いたしません。また、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）については、本人の同意有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き、提供いたしません。ただし、特定個人情報でない個人情報について、次の各号に該当する場合は、加入者の事前の同意を得ることなく、加入者の個人情報を第三者に提供することがあります。  
(1)法令の定めに基づく場合  
(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合  
(3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合  
(4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、加入者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 4 当健康保険組合は、職員に対し個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施するほか個人情報を取り扱う部門ごとに管理責任者を置き個人情報の適切な管理に努めます。
- 5 当健康保険組合の業務委託する場合については、より個人情報の保護に配慮したものと見直し・改善を図ります。業務委託契約を締結する際には、業務委託の相手としての適格性を十分審査するとともに、契約書の内容についてもより個人情報の保護に配慮したものとします。
- 6 加入者が、加入者の個人情報の照会、修正等を希望される場合、当健康保険組合担当窓口までご連絡いただければ合理的な範囲ですみやかに対応させていただきます。
- 7 当健康保険組合は、加入者の個人情報の取扱いに関係する法令その他の規範を遵守するとともに、本個人情報保護ポリシーの内容を継続的に見直し、改善に努めます。

## 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所にパンフレットを送付するとともに、機関誌やホームページに掲載します。

## その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

第3期計画は平成30年度から令和5年までの6年間とします。  
当計画については、理事会において見直しを検討します。  
また、目標と大きくかけ離れた場合は、その他必要が生じた場合には見直すこととします。